

電波監理審議会（第1152回）議事録

1 日時

令和8年2月3日（火）10:00～11:52

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、三村 義幸

（3）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、吉田 弘毅（情報通信作品振興課長）、
横澤田 悠（配信サービス事業室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、小原 宏朗（基幹通信室長）、
五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

（4）幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1)開 会	1
(2)報告事項 (情報流通行政局)	
日本放送協会のインターネット配信業務の現状	1
(3)諮問事項 (総合通信基盤局)	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (K a 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備) (諮問第 2 号)	10
② 無線局 (基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 (高高度プラットフォーム (H A P S) に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備) (諮問第 3 号)	18
③ 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (高高度プラットフォーム (H A P S) に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備) (諮問第 4 号)	18
④ 無線設備規則等の一部を改正する省令案 (2.2GHz 帯 F W A システムの高度化に係る制度整備) (諮問第 5 号)	26
⑤ 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (2.2GHz 帯 F W A システムの高度化に係る制度整備) (諮問第 6 号)	26
⑥ 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備) (諮問第 7 号)	32
⑦ 2.6GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案 (諮問第 8 号)	39
(4)報告事項 (有効利用評価部会)	
有効利用評価部会の活動状況	48
(5)閉 会	49

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の2月期の会議につきましては、委員各位のスケジュール等を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項7件、報告事項2件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように、御連絡よろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

報告事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会のインターネット配信業務の現状

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、報告事項「日本放送協会のインターネット配信業務の現状」につきまして、横澤田配信サービス事業室長及び吉田情報通信作品振興課長から御説明どうぞよろしく願いいたします。

○横澤田配信サービス事業室長 総務省配信サービス事業室長をしております横澤田といたします。よろしく願いいたします。それでは、最初の議題、NHKのインターネット配信業務の現状につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページ目を御覧いただければと思います。

1ページ目はおさらいになりますが、令和6年の放送法改正によりまして、NHKに対してインターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とする改正を行いました。

具体的には、1ポツ(1)「必須業務の範囲」の下にあります①から③ですが、①の放送番組の同時配信、②の見逃し配信、こちらは省令で1週間の見逃し配信としております。そして③の番組関連情報の配信、この3点の配信をNHKの必須業務としたところでございます。これまでこの改正放送法に基づく省令や告示につきまして、電波監理審議会で御審議いただけてまいりましたので、昨年10月から施行されましたこの改正放送法に基づくNHKのインターネット配信業務の現状につきまして御報告させていただく次第でございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。こちらが昨年10月に施行されて、必須業務化されたことに伴うNHKのインターネット配信業務のサービスの変化を表示したものでございます。左側が昨年9月までのサービス、右側が昨年10月以降のサービスとなっております。従前も、任意業務としてテレビの同時・見逃し配信、ラジオの同時・聴き逃し配信、その他ニュースや語学講座、学校向けの教育番組の配信等が行われてまいりました。

右側、昨年10月以降、新しく「NHK ONE」というサービスブランド名称の下で統一的に提供されているところでございます。ラジオにつきましては、ウェブサイトやアプリは従前のものを引き継いでおりますが、テレビの同時・見逃し配信や報道・防災情報といった番組関連情報の配信につきましては、ウェブサイトとアプリを一新して、新たなサービスとして提供されているところでございます。

3ページ目を御覧ください。必須業務化に伴うサービスの変更も踏まえた、現在NHKが実施しているインターネット配信業務の全体像になります。青字

が必須業務として提供されている必要的配信業務、赤字が引き続き任意で提供できるインターネット配信業務もございますので、任意的配信業務ということで全体像をお示ししております。

まず青字の必要的配信業務ですが、青枠で囲われている3か所、NHKプラス、NHK ONEニュース・防災、NHK ONE for Schoolにつきましては左下に注釈がありますとおり、サービスを利用した場合には受信契約の対象となりますので、最初にアカウント登録が求められ、アカウント登録や受信契約が確認できない方には、受信契約やアカウント登録のお願いメッセージが表示されるという仕様になっております。NHKプラスにつきましては、地上波、総合・教育の放送番組の同時配信と1週間の見逃し配信を行うサービスでございます。従前も「NHKプラス」という名称で同様のサービスが行われておりました、昨年9月末の時点で約668万のユーザー登録がありましたが、現在、NHK ONEへのアカウント移行をされている件数は、昨年末時点で約255万件という現状となっております。

その他、NHK ONEニュース・防災が災害情報や主要ニュースの同時配信、見逃し配信、NHK ONE for Schoolが教育番組の見逃し配信等々を行っているところでございます。

中段、任意的配信業務につきましては、受信料を使っている任意業務と有料の任意業務とございまして、受信料を使っている任意的配信業務につきましては、NHKワールドJAPAN、らじる★らじる、NHK for School、NHKゴガクといった必要的配信業務と同様に提供されているものでございます。

一番下、有料の任意業務は「NHKオンデマンド」というサービス名称で以前から提供されているものでして、1週間を過ぎた番組につきましては、受信料とは別料金でサービスが提供されているところでございます。こちらにつきま

しては、昨年末時点で約374万の会員登録があるというところでございます。

4ページ目でございます。こちらにつきましては、説明者を交代させていただきます。

○吉田情報通信作品振興課長 情報通信作品振興課長の吉田でございます。4ページのみ御説明申し上げます。ネット配信の状況を2025年10月のデータを基に御説明いたします。

地上テレビ放送に関して、2025年10月の1か月間を調査したものでございます。そもそも総合テレビ・Eテレでは、制作段階から、放送だけでなく配信の権利の取得や過去番組の権利の取得等を進めて、配信率は2020年のNHKプラス開始当時は、同時配信は総合テレビ9割、Eテレ5割であったのが現在は拡大をしているというものでございます。下の図のとおり、同時配信と見逃し配信の配信率、配信した放送番組の総時間割ることの総放送時間という比率を出してございます。

一部の番組が配信できなかった理由というのは、過去番組の再放送に当たりまして、期日までに権利者の許諾が得られなかったというものや、スポーツやアニメ等、第三者が既に配信権を取得している等の理由で、権利者の許諾が得られなかった等の理由がございまして。この図にありますように、NHK総合では同時配信では99.6%が配信され、見逃し配信では88.3%が配信、残りのパーセンテージが配信されなかったというものでございます。いわゆるフタかぶせというものでございます。Eテレでは99.6%、見逃しでは65.9%というものでございます。

地上ラジオ放送・国際放送に関しましても、2025年10月から1週間の間調べたものでございます。地上ラジオ放送については、一部を除き、ほぼ全ての番組で同時配信を行っております。見逃し配信についてもおおむね配信を行っているところですが、気象情報番組等、過去の情報を音声のみで聴き逃し

配信を行うと、現在の情報と誤認するおそれがあるため行っていないもの等がございます。また、多言語ニュース等はラジオのサイト等では行っていないというものでございます。

国際放送に関しましては、外国人向け英語テレビ放送や邦人向け日本語ラジオ放送での権利取得を進め、ほぼ全ての番組について同時配信・見逃し等の配信を行ってございます。外国人向け、邦人向けラジオ放送については全ての番組を配信しているというものでございます。

NHKにおけるネット配信の状況についての御報告は以上でございます。

○横澤田配信サービス事業室長 続きまして、5ページ目でございます。このページ自体はおさらいになりますが、ネット配信を猶予する放送番組ということで、改正放送法の中に、原則としてNHKは全ての放送番組を配信するところが必要業務とされておりますけれども、配信の実施のため、なお準備または検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものにつきましては、当分の間その配信を猶予することができる規定がございます。この規定に基づきまして、具体的に猶予する対象の放送番組を、本文冒頭にあります告示で指定をしてございます。告示につきましては、昨年7月に電波監理審議会から答申をいただいて、8月に公布したものでございます。猶予の中身につきましては、下の図を御覧いただければと思います。

青色の部分が配信を実施する放送番組で、グレーの部分が配信を猶予する、配信がされていない番組になります。左側の地上波ラジオ、真ん中の地上波テレビにつきましては、基本的に関東広域圏、南関東圏以外の地方の放送番組につきましては、原則として放送を猶予しております。ただし、その中で、生命又は身体の安全の確保に係る情報、緊急時のニュースのようなものの同時配信や、一定の時間帯の番組の見逃し配信、特定の単発の特集番組の見逃し配信といったものは行うことになっております。また、右側の衛星放送の番組につき

ましては、一律全て配信を猶予することになってございます。

6 ページでございます。配信の猶予につきまして、放送法で同様に、配信を行う放送番組の範囲の拡大については、NHKにおいて継続的に検討を行い、少なくとも年1回、その検討の結果を総務大臣に報告をすること、そして、先ほどのページの告示において、初回の報告を令和7年12月末日までにすることと定めてございます。そして、実際に昨年12月24日にNHKから初回の報告がございましたので、その概要につきまして6 ページで御報告させていただきます。

表の左側が地方向け放送番組について、右側が衛星放送番組について、上段が実施に当たっての課題、下段が配信の拡大についての検討状況という構成でございます。

左上から、地方向け放送番組の実施の課題でございます。設備の課題、運用体制の課題、実施に係る費用という構成となっております。まず、地上テレビ放送の設備につきましては、いわゆる「フタかぶせ設備」、権利許諾が得られず一部隠す必要がある画像、映像を隠すための処理をする設備が各拠点放送局と各地方の放送局には現状ないということで、この整備が必要になります。また、ラジオにつきましては、そもそも放送番組をデジタル信号として配信基盤に送り込む設備、そしてフタかぶせ設備が各地方の放送局にはないということで、この整備が必要になります。さらに運用体制では、設備を導入するだけでなく、それを運用するオペレーター、そしてその管理をする人員といった対応要員の配置が全国で必要というところがございます。これらに係る費用をNHKで試算をしたところ、年間数十億を要するとなっております。

これを踏まえて、配信の拡大についての検討状況でございます。地方向け放送番組の配信の完全実施には、上記のとおり経営資源の配分の見直しが必要となることから、令和9年度からの次期経営計画の期間にかけて、設備や運用体

制について、要員や費用を含めて実現が可能な方法の検討を進め、段階的な拡充も図りながら実施に向けた計画を策定する。現在は、配信の運用状況等を通じて知見を蓄積している段階で、これらの知見を踏まえて検討を継続しており、次期経営計画の検討に合わせて検討を加速するとされております。

右側の衛星放送の番組についてでございます。まず、課題としては、配信権の確保に係る課題ということで、特に外国からの購入番組やスポーツなど配信権が確保できない又は相当高額な費用になることが想定される番組が多くなっております。また、設備及び運用体制についても同様でございます。現状BSにつきましては、BS（2K）、BSプレミアム4K、BS8Kの3波ございまして、それぞれの配信について設備と運用体制が必要となります。これらの実施に係る費用は、少なくとも年間数十億円を要するという試算となっております。

こちらの拡大についての検討状況でございます。基本的には同様となりますが、権利確保、設備、運用体制の課題に対応するには経営資源の配分の見直しが必要となることから、次期経営計画（令和9年度～）の期間にかけて、配信での動画視聴が定着した時代における各波の役割や権利取得の可能性、設備や運用体制について、実現が可能な方法の検討を進め、実施に向けた計画を策定するというところでございます。現在は、課題について検討を進めているところで、次期経営計画の検討に合わせて令和8年度に検討を加速するとされております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問をよろしくお願いたします。順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。放送番組の範囲の拡大のどこ

ろで御説明にありましたとおり、地方向け放送番組も衛星放送の番組に関しても、それぞれかなりのコストや人員が必要だということです。今、メディアも視聴者のニーズも多様化しているという流れの中で、この辺りがどのような形で効率的に、コストダウンした形で対応できるのかという検討は、引き続きしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。今の御意見に何かコメントございますか。

○横澤田配信サービス事業室長 特にございません。御意見ありがとうございます。受け止めさせていただきます。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。NHKもいろいろ御事情があるとは思いますが、地方向けの番組については、その地方に住んでいらっしゃる方に見れば、それが自分たちがいつも見ている放送になります。見逃し配信として見るということであれば、やはりそれがきちんと行われていくことは大切だと思いますので、同じような受信料を負担して見ているわけですので、そこはぜひ努力をして実現していただきたいなと思っています。

あとは、NHK ONEのこの仕組みができたということ、NHKの放送を通してはいろいろ御紹介されていますけれども、それ以外の場所でも認知を広めていく努力もぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 御説明ありがとうございます。西村です。私から1点お伺いさせ

ていただければと思っております。一番最後で御説明いただきました必須業務化の中での猶予放送番組でございますけれども、これまでに視聴者を含め、苦情や対応必要案件等はNHKから報告等は上がっておりますでしょうか。もしなければなかったということで今のところはよかったのかなと思っておりますが、もしございましたら御教示いただければと思います。

以上です。

○横澤田配信サービス事業室長 ありがとうございます。番組が猶予されている、一部の番組が配信されていないことについての苦情は、特段NHKからも聞いておりませんし、我々のほうにも寄せられていない現状と承知しております。

○西村委員 分かりました。さはさりながら、長田委員が御指摘のとおり、やはり必須業務化の中での猶予放送番組という例外でございますので、この点、NHKに対してのモニタリングを含めた対応をよろしくお願いできればと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私からは特にコメントございません。既に他の委員からコメントされている内容に同意するものでございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から1点お伺いします。地方向け放送や衛星放送に関して検討はこれからだということですが、これは放送なのでニーズを測りにくいと思いますところ、登録者の中から地方向け放送や衛星放送を見たいという要望に対するフィードバック、もしくはどれぐらいの方がそういう希望をされているかという情報は取得される予定なのでしょうか。

○横澤田配信サービス事業室長 ありがとうございます。少なくとも現状、登

録者の方々からの要望は承知しておりません。今後取得していくという予定も特段聞いておりませんが、重要な御指摘だと思いますので、NHKと相談してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 少なくとも年間数十億円のお金がかかるということですので、やはりコスト的なものも考える必要があると思います。ぜひ費用対効果のようなデータを取れるものがあれば取っていただいて、円滑に進めていただければと思います。

以上です。

○横澤田配信サービス事業室長 かしこまりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 その他、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

○横澤田配信サービス事業室長 ありがとうございます。失礼します。

○笹瀬会長 以上で情報流通行政局の議事を終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方に退室よろしくお願ひします。

続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう御連絡よろしくお願ひいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (K a 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備) (諮問第2号)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第2号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（K a 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）」につきまして、山野基幹・衛星移動通信課長から御説明どうぞよろしくお願ひいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課の山野でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、諮問第2号に関しまして、資料に基づき説明を申し上げます。

まず、冒頭1ページ目でございますけれども、先ほど笹瀬会長からもございましたK a 帯、いわゆる17GHzから30GHz辺りを使用します非静止の衛星通信システム、いわゆる衛星コンステレーションを使用したシステムの導入に関する制度整備となります。この後、3ページ目以降に詳細がございますので、1ページ目、2ページ目は飛ばさせていただきます。

それでは、資料の3ページ目を御覧ください。検討の背景からになります。まず、先ほど御説明した低軌道に多数の衛星を打ち上げまして、一体的に運用する、いわゆる衛星コンステレーションのシステムでございますが、これまで総務省では、上の囲みに書いてございますとおり、例えば高度1,200キロメートルの軌道を使用しますK u 帯の非静止のシステム、こちら、ワンウェブがサービス提供を既に開始しているもの、それから、その次にございます高度500キロメートル辺りを利用します、同じくK u 帯のシステム、こちら、スターリンクでございますが、これらの制度整備を行ってきて、既にサービスが提供されているところでございます。

今回、アマゾンが、少し前の名称ではAmazon Kuiperと呼んでいたシステム、現在はAmazon Leoという名称に変更していますが、このAmazon Leoを使ったK a 帯の衛星コンステレーションシステムについて、我が国でもサービス開始が計画されております。早ければ今年、年

内にもという計画でございます。これらを今回、アマゾンの計画に基づきまして、我が国でもサービス導入が可能となるように、情報通信審議会におきまして令和6年1月から技術的な検討を行ってまいりました。昨年末、令和7年12月に情報通信審議会から技術的条件に関する一部答申を受けたところでございます。今回の諮問でございますが、この一部答申を踏まえまして、技術的条件を省令以下に落とし込んだものを一部改正案として作成したものととなります。

次の4ページ目を御覧ください。このシステムのユースケースを幾つか示しております。一般家庭向けのいわゆる衛星ブロードバンド通信をはじめとしまして、例えば携帯電話ネットワークのバックホール、基地局のバックホール回線としての利用や、災害時などの緊急時に予備回線として活用するなど、様々な場面での利用が想定されているシステムとなります。既にサービスが始まっておりますスターリンクと比べても、ビットレート、通信速度がかなり速いというところを売りにしているとアマゾンからは聞いているところでございます。

次の5ページ目を御覧ください。本システムに関わる人工衛星でございますが、資料に記載してございますとおり、高度が590キロメートル、610キロメートル、630キロメートルの3つの軌道上に最大3,000基を超える衛星を配備いたしまして、これらをコンステレーションとして運用する計画になってございます。これらの衛星一つ一つが地上に半径約10キロメートルのセルを下ろしてきまして、このセルを日本の国土に敷き詰めることで日本全体をカバーする計画となっております。なお、周波数帯はサービスリンク、フィーダーリンクともに、同じKa帯を使う予定でございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。今回改正しようとしております省令の一覧でございます。4つ省令がございますけれども、まず1つ目、電波法施行規則でございます。このシステムを地上のデバイス、いわゆる地球局と呼んでいるものでございますが、この地球局を包括免許制度の対象とするために、

第15条の3を改正いたしまして、特定無線局とする旨の規定を追加するというものです。

次の無線局運用規則でございますが、このシステムの運用上の、例えば電波発射の仰角に関する規定等を追加するために第262条の6を改正予定となっております。

続きまして、無線設備規則でございます。幾つかございますが、まず、このシステムのデバイス側、受信設備側が副次的に発する電波の強度の限界値等を規定するため第24条を改正しています。また同じく、この無線設備の技術基準を規定するため、具体的にはV S A T、ベリースモールアンテナターミナルでございますが、この地球局側の技術基準を規定している第53条の3、こちらに規定を追加する改正をしています。また、その下でございますが、同じくスプリアス発射の許容値も規定する必要があるがございますので、別表第3号を改正する内容となっております。

続きまして、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則でございます。こちら、地球局側を技術基準適合証明制度の対象とするという必要があるがございますので、第2条を改正いたしまして、特定無線設備とする旨の規定を追加することとしてございます。

一番下の電波法関係審査基準は訓令でございますが、こちらも併せて改正いたします。諮問の対象外ではございますが、本システムを導入するに当たりまして、無線局審査に係る審査基準も規定することとしまして、これも同様に、先日パブリックコメントを募集したところでございます。

続いて7ページ目を御覧ください。本電波監理審議会の諮問の前に、昨年12月から、先月1月23日までパブリックコメントを実施いたしました。先ほど御説明した訓令、審査基準も含めて募集してございます。合計で5件の意見提出がございましたが、おおむね賛成意見でございます。

次のページから詳細を書いておりますが、まず1つ目、アマゾンが賛成の御意見、その次にございますN T Tドコモからも同様に賛成の御意見をいただいております。次の3つ目、スカパー J S A Tからは、諮問の対象ではありませんが、先ほど御紹介した電波法関係審査基準について内容の確認の御意見をいただいております。具体的には、国際調整の遵守等、関係審査基準で規定をしているものでございますけれども、例えば、I T Uの無線通信規則、R Rと呼んでいるものでございますが、こちらで静止衛星のシステムを保護するために今回導入するこの非静止のシステムから出てくる電波の強度、E P F D、等価電力束密度で規定してございますが、こちらをいわゆる免許審査の際に、きちんと制限値の考え方等が先日の情報通信審議会からの技術的条件の内容に合っているかということを確認するような内容でございます。

こちらにつきましては、総務省の考え方を右側に書いてございますけれども、スカパー J S A Tの認識のとおりということで、考え方は同じですという旨を回答してございます。具体的には、審査する際に電波法関係審査基準にきちんと規定をしましてチェックしていくということとなります。

その下に、ビー・エム・ダブリューからの4件目の御意見がございます。こちらは、6 G H z 帯までの衛星通信システムでニーズを満たすということが見込まれるが、将来的には今回のK a 帯とか、それから若干周波数帯が低いK u 帯の衛星通信システムも利用する可能性があるというような御意見でございます。今後の検討の参考にさせていただくこととしてございます。

最後、5番目は個人の方からですが、賛成の御意見となっております。

続いて10ページ目から12ページ目までに参照条文をつけてございまして、13ページ目からが諮問書となります。この諮問書の次のページ以降に、具体的な4つの省令、関係審査基準、訓令でございますが、これらの改正条文をつけてございまして、説明は割愛させていただきます。

なお、最後に1点補足させていただきます。4つの改正省令のうち一番最後、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正でございますが、電波法の規定に基づきまして、事前に経済産業大臣への意見聴取及び協議が必要となっております。これについて、経済産業省に事前に協議をいたしまして、異論のない旨、経産省から回答を得ているものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしく願います。順番にお伺いしていきます。

まず、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適正な改正内容だと思います。同意をいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田も同意いたします。特に質問ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村も同意いたします。1点お伺いさせていただきたい点がございます。今回、Ka帯の非衛星通信システムの導入ということでございますが、いわゆるNTNとの関係、特に今実際にサービスが運用されております衛星ダイレクト通信、これからの予定のHAPSとは、どういう関係にあるのでしょうか。その上で、先日、たしか総務省でも情報通信成長戦略官民協議会というのが開かれたかと思うのですが、その際にもNTN系の話が出ていたかと思えます。一度、これは後日の対応で結構でございますが、要望といたしまして、そのほかのこういった非地上系、NTN、これらの横断的な比較というものを

お教えいただければと思っております。私からの質問というのが、衛星ダイレクト通信との違い、何が特に違うのかというのを教えていただければと思います。お願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。簡単に御説明させていただきますと、今回導入するAmazon Leoのシステムでございますが、こちらは衛星ダイレクト通信ではありませんでして、いわゆる専用のアンテナと端末を用意して、そこから、例えばパソコンにつなぐWi-Fi等、そういった使い方を想定しているサービスでございます。衛星ダイレクトの場合、スマートフォンなどが直接衛星と通信をしまして、地上の携帯の基地局とつながるのと同じように、衛星まで届くので大分電波は弱くなりますが、直接通信をするというものでございます。

衛星ダイレクト通信は、地上の携帯網がエリア外のところ、例えば半島や島、少し海に出たところ等、地上の基地局でカバーできてないところをエリア的に、面的にカバーするというところで大変ニーズが高まっており、既にスターリンクを使ったサービスも導入されているところでございます。ただ、スマートフォン等が直接衛星と通信しますので、どうしてもビットレート、通信速度が出ないという側面があり、現在はテキストベースもしくは一部のアプリでデータ通信ができるというところでございまして、まだ音声や動画通信は難しいところでございます。面的にカバーできるというところがメリットでございます。

一方、こちらのAmazon Leo、Ka帯を使ったシステムでございますが、スマートフォンで直接通信はできないものの、地上に地球局と呼ばれるアンテナ等を置きまして、最大1Gbpsとアマゾンからは聞いておりますが、相当速いスピードが出るものでございます。スマートフォンは直接つながらないものの、1Gbps程度でございますので、例えば、地上の地球局からWi-Fiを吹いて、そこにスマートフォンをつなぐような、バックホールと申し

ますが、太い回線として使うというような用途も想定されますし、B to Bで利用されるケースも相当あるかなと考えてございます。ですので、衛星ダイレクトに比べると速度が速いもので、どちらもメリット、デメリットはございます。併せて、NTNの低軌道、静止軌道、HAPSのようなもっと低い軌道で基地局が空を飛んでいるようなものもございまして、合わせ技で地上のネットワークを補完していく、サポートしていく、いずれは衛星がメインになる時代が来るとは思うものの、今はまだ地上系サービスのサポートが足りないところを補うというところの利用がメインなのかなと思います。そのために、様々なサービスが出てくることが望ましいと考えてございます。今回は衛星ダイレクトではございませんが、1つまた出てくるという位置づけでございます。

○西村委員 よく分かりました。ありがとうございます。また、引き続きお教えいただければと思います。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。省令案には賛同いたします。これからまた、こちらのシステムについても利用の頻度が上がっていくのかなという印象を持ちました。1事業者が独占することがないように、公正な電波の利用がなされるよう、引き続き総務省においても状況を見守っていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私から2点お伺いします。

1点目は、これはKa帯で、これらのKu帯と違って周波数帯が少し高いため、高速を狙っているという理解でよろしいですか。

○山野基幹・衛星移動通信課長 そのとおりでございます。スターリンクはKu帯でございますが、Ka帯のほうが高い周波数帯となりますので、電波が扱

いにくく、若干技術的に高度なものが求められますが、スピードは出ますという
ことで、アマゾンとしては、やはり高速通信を狙っているというところがあ
るの間違いはないかと考えてございます。

○笹瀬会長 分かりました。2点目は、衛星の軌道が590キロメートル、6
10キロメートル、630キロメートルの3段階になっていますが、何か理由
があるのでしょうか。

○山野基幹・衛星移動通信課長 これは最終的に3,000基ほど飛びますの
で、恐らくですが、グローバルに見て、いろいろな緯度、経度のところで衛星
を回すことによって、世界全体でのサービスをできるだけ効率的にカバーでき
ることから軌道を変えているというところもございますし、何かあったときの
リカバリーがしやすいというところもあるとも聞いてございます。基本的には
地球全体をうまく効率的に、しかも人が多いような都市部をカバーするための
配置と聞いているところでございます。

○笹瀬会長 なるほど。分かりました。どうもありがとうございました。ほか
に何か質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、諮問
第2号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行います。
どうもありがとうございました。

(2) 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省
令案(高高度プラットフォーム(HAPS)に搭載して使用する無線システム
の導入に係る制度整備)(諮問第3号)

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(高高度プラットフォーム(H
APS)に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備)(諮問第4号)

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、諮問第3号「無線局(基幹放送局を

除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案(高高度プラットフォーム(HAPS)に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備)」及び諮問第4号「周波数割当計画の一部を変更する告示案(高高度プラットフォーム(HAPS)に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備)」につきまして、五十嵐移動通信課長及び小川電波政策課長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐移動通信課長 おはようございます。移動通信課長の五十嵐です。

まず、資料の1番、諮問の概要について御説明いたします。こちらは、高度20キロメートルから50キロメートルまでに存在する成層圏を飛ぶプラットフォーム、以後「HAPS」と言いますが、こちらに携帯電話基地局などを搭載して通信できるようにするというものでございます。言わば空飛ぶ基地局とも言えるものでして、これが導入可能になりますと、離島、海上、山間部等も含めた効率的な携帯電話のエリア化や、災害などで地上のインフラが使えない場合であっても通信手段の確保が可能になると見込まれております。

こうした状況を踏まえまして、情報通信審議会において、昨年7月から高高度プラットフォーム(HAPS)の技術的条件について検討が行われてきて、11月に総務省は情報通信審議会から答申をいただきました。本件は、HAPSに搭載して使用する無線システムの導入に関する制度整備を行うため、無線局(基幹放送局を除く)の開設の根本的基準などの一部を改正するというものでございます。

次に、2番の改正概要を御説明します。HAPSの導入に関する規定の整備の1点目としまして、陸上移動業務の定義の改正、それから、新たな局種として高高度基地局を規定いたしました。根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則を改正するものとなります。

2点目に、携帯無線通信を行う無線局のくりに高高度基地局を追加するた

めに、根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線局運用規則及び無線設備規則を改正いたします。

2 ページ目になります。3 点目に、固定局及び高高度基地局の技術基準や、地表面における電力束密度、いわゆる P F D と呼ばれる制限などの運用条件の規定、それから、技適の対象となる特定無線設備に位置づけるための規定の整備としまして、無線局運用規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正いたします。

加えてその他としまして、H A P S の運用範囲に合わせた端末の移動範囲に関する規定の整備のために、電波法施行規則、無線局免許手続規則を改正いたします。本件の施行期日は公布の日を予定しております。

4 点目、意見募集の結果については、後ほど詳しく御紹介いたしますが、ここでは件数のみ申し上げますと、昨年 1 2 月 1 2 日から本年 1 月 1 5 日までの期間において実施したところ、9 件の意見提出をいただいております。

続きまして、3 ページを御説明いたします。上の囲みの 2 つ目の矢尻に記載のとおり、H A P S の導入に向けては、昨年 5 月に電波法を改正しまして、電気通信業務用基地局等の開設場所を「陸上」から、成層圏となる 5 0 キロメートル以下の高さの空域を含む「陸上等」へと拡張しております。このような状況も踏まえて、本件制度整備を行います。

下に制度整備のイメージ図をお示ししておりますが、従来、右側の図のとおり、地上基地局と端末との間のやり取りであった無線通信について、左側、制度整備後は H A P S に搭載される高高度基地局及び固定局、並びに地上に設置される固定局、これらを通じて、上空と地上との無線通信によりエリア構築が可能になるというものです。

今回の制度改正で追加する技術基準としましては、左の枠内の上のほうにある黄色い字、①の H A P S に搭載する固定局が発する電波に関するものという

のが1つ、それから、枠内右下の黄色い字、②のHAPSと通信をする地上の固定局が発する電波に関するものというのが2つ目、そして、同じ枠内左上の青い字の③のHAPSに搭載する高高度基地局が発する電波のもの、この3つになります。なお、HAPSと通信をする携帯電話端末の技術基準は、現在使っております地上の技術と同じものとなりますため、追加は不要です。

4 ページ目が、省令の主な改正事項について記載しておりますが、先ほどの御説明のとおりの内容でございます。

5 ページ目には、御参考として、今回新設あるいは改正する関連の告示を一覧でお示ししております。

6 ページ目から8 ページ目までは、御参考としまして、先ほどの①から③までに当たります、情報通信審議会において取りまとめいただいた3つの技術的条件をお示ししております。なお、HAPSに関しては、既に複数の事業者の参入が見込まれている状態であり、将来的にさらなる事業者の参入も見込まれることから、特に固定局については、できるだけ汎用性の高い技術基準を策定することを目指して検討が行われてきました。また、既存の無線システムのほうを前提として、適切な電波の質の維持に必要な最低限度の技術的条件を設定しております。こうした内容について、先ほど御説明しました無線設備規則等に反映しておる次第でございます。

続きまして、資料の9 ページ目から15 ページ目にかけてです。今回の省令改正案などに対する意見募集で提出された意見と、それに対する総務省の考え方を記載したものでございます。ナンバー1 から4 までは御賛同の御意見で、個人、テレコムエンジニアリングセンター、NTTドコモ、ソフトバンクからいただきました。なお、4 番目のソフトバンクの御意見の後半部分については、柔軟な制度運用に係る御要望ということで、今後の検討の参考とさせていただきます。

ナンバー５から７までは、省令の改正案について、個人の方、テレコムエンジニアリングセンターから、体裁的な修正と記載が不足している旨の御意見をいただいております、いずれも御意見のとおり修正を行いました。

ナンバー８については、スカパーJ S A Tより、今後H A P S用に新たな周波数を追加する場合には、国際電気通信連合が定める無線通信規則等にのっとり検討及び運用が必要であるという御意見をいただいております。無線通信規則において特定されている以外の周波数について、現時点で日本においてH A P Sへの割当てを行う想定はございませんので、今後の参考とさせていただきます。

併せて固定局の考え方については、地表面の特定地点に開設されるものを前提としてきたという御指摘があるのですが、必ずしも当たるものではございませんで、固定業務の定義が変更されることについての御懸念をお示しいただいたということでもありますので、改めて適切な規定ぶりについて検討しまして、その結果、現行の規定を維持することといたしております。

ナンバー９、１０では、ソフトバンクから、記載誤りと現行規定の不足についての御指摘をいただいております、いずれも御意見のとおり修正を行いました。

ナンバー１１は個人の方から、固定局のスプリアス発射の強度の許容値または不要発射の強度の許容値に関する御意見です。この項目については、情報通信審議会において、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値を前提として既存無線システム等の共用検討を行っていることから、一部答申に基づき原案のとおりとしております。

ナンバー１２は個人の方からで、告示における電力束密度の規定に関する「未満」か「以下」かの御指摘です。この規定は世界無線通信会議の決議に一致させた記載としていたものなのですが、御指摘を受けて、この会議における審議

過程を改めて確認しまして、また、ほかの項目における規定ぶりに鑑みまして、御意見を踏まえて、「90度未満」としていたところを「90度以下」に修正いたします。

ナンバー13、14は個人の方とテレコムエンジニアリングセンターから、告示の改正案について、また、ナンバー15は、個人の方から電波法関係審査基準の改正案について、体裁上の修正と記載の不足の御意見をいただいております。いずれも御意見のとおり修正を行っております。

ナンバー16、スカパーJSATから、御意見のうち前半については宇宙研究業務について、また、後半のほうは地球探査衛星業務、EESと呼んでいますが、こちらについての共用条件に関する御意見となっております。EESについては、国際電気通信連合において、宇宙運用業務と同一の共用検討の諸元をもって扱われているということがあり、宇宙運用業務等の共用検討結果に包含されるものですので、原案のとおりとさせていただきます。

ナンバー17のソフトバンクからの御意見のうち1点目についてですが、この規定の後半の「その他の有害な混信を生じさせないための措置」がまさにその趣旨の記載となることから、原案のとおりとさせていただきます。

2点目の御意見とナンバー18の御意見については、いずれも御意見をいただいたとおりの修正を行っております。

ナンバー19の御意見については、固定局のうち地上のHAPSゲートウェイ局と固定無線アクセス、FWAと言っていますが、との干渉調整について十分な離隔距離が確保される場合、FWAに対して干渉を与えないことが明らかな場合は必ずしもその調整を要しないこととするという御要望をいただいているものです。こちらは、情報通信審議会の一部答申に示された共用条件に基づいて制度整備を行っているものでありまして、原案のとおりとしております。

ナンバー20については、国立天文台より賛同の御意見をいただきました。

その他の御意見といたしまして、ナンバー 21、個人の方からダークウェブに関する御意見をいただいております。この御意見については、本意見募集の対象外と考えます。

本案件の御説明は以上となります。御審議のほう、どうぞよろしくお願いたします。

○小川電波政策課長 引き続き第4号について併せて御説明をさせていただきます。電波政策課長の小川でございます。

ただいま御説明のございました諮問第3号に関連いたしまして、本件につきましては、高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備のうち周波数割当計画の変更を行うことについてお諮りするものでございます。

諮問第4号説明資料の1ページの2、変更概要のところでございますが、高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムを導入するために、周波数割当表第3表に電気通信業務用（固定）を追加し、別表10-2に高高度基地局用周波数帯を追加するというものでございます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思いますが、周波数割当計画の一部変更の概要をお示ししております。

まず上の段、周波数割当表の第3表につきまして、右側、変更後の表でございますけれども、赤字のところ、無線局の目的に電気通信業務用を追加すること、それから、このページの下段でございますけれども、別表10-2の周波数表のところでございますけれども、従来基地局用周波数帯となっていたところを基地局及び高高度基地局用周波数帯とするとともに、高高度基地局用の周波数帯を追加するというものでございます。

1ページに戻っていただきまして、施行期日につきましては、答申をいただいた場合は速やかに周波数割当計画を変更いたします。また、4番の意見募集

の結果につきましては、本件に係る意見の提出はございませんでした。

諮問第4号の説明は以上でございます。併せて御審議のほどよろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、併せて質疑応答にしたいと思います。御質問、御意見、どうぞよろしくお願いたします。順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。いずれも適切な内容だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。同じく同意いたします。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 御説明ありがとうございます。いずれの諮問事項につきましても同意いたします。

以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。私も、いずれの案にも賛同させていただきます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も、両方ともこれでいいと思います。どうもありがとうございました。それでは、ほかに御質問ございませんでしょうか。

それでは、諮問第3号及び諮問第4号はそれぞれ諮問のとおり改正、変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○五十嵐移動通信課長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(4) 無線設備規則等の一部を改正する省令案(2.2GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備)(諮問第5号)

(5) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(2.2GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備)(諮問第6号)

○笹瀬会長 続きまして、諮問第5号「無線設備規則等の一部を改正する省令案(2.2GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備)」及び諮問第6号「周波数割当計画の一部を変更する告示案(2.2GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備)」につきまして、小原基幹通信室長及び小川電波政策課長から御説明どうぞよろしく願いいたします。

○小原基幹通信室長 基幹通信室の小原です。よろしく願いいたします。諮問第5号について御説明させていただきます。

まず、1ページ目から、諮問の概要でございますが、2.6GHz帯及び4.0GHz帯において、5G候補周波数の確保が必要とされております中、既存無線通信システムの移行先としまして、2.2GHz帯が候補となっております。その円滑な移行を実現するために、天候によらず安定した大容量伝送の実現が求められています。一方で、現在の2.2GHz帯FWAシステムの課題も踏まえまして、きちんと高度化を図るという点と、また、FWAが光ファイバーの敷設できない地域においても整備可能というところで、災害時の活用という点でも期待されております。

こういった背景を踏まえまして、令和7年から情報通信審議会におきまして、22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件について審議が行われ、昨年12月に一部答申を受けております。この答申を踏まえまして、関係規定の整備を行うため、今般、無線設備規則等の一部を改正する省令案について諮問させていただくものです。

2番目の改正概要ですけれども、ここに掲げております無線設備規則、無線局免許手続規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則につきまして、22GHz帯FWA高度化システムの導入のために、技術基準に係る規定の整備等を行うものです。

また、施行期日につきましては、答申をいただきましたら、速やかに改正を行いまして、公布日の施行を予定しております。

また、4番目の意見募集の関係ですが、令和7年12月18日から令和8年1月21日まで行い、意見の提出が7件ございましたので、後ほど御説明させていただきます。

資料の2ページ目でございます。22GHz帯FWAシステムの高度化に関する全体的な概要でございます。上の枠内は先ほど申し上げたところと重なりますが、まず左下の図のとおり、周波数再編に伴いまして、26GHz帯及び40GHz帯から、それぞれのFWAについて22GHz帯への移行が想定されるところでございます。

一方で、右の上の図が現在の22GHz帯FWAシステムの通信イメージとさせていただければと思います。こちらにつきましては、右に行くほど豪雨になっておりますが、気象条件が厳しくなるほど通信性能が低下するという課題がございます。一方で、その下の図にありますとおり、今回の高度化によりまして、気象条件を問わず大容量かつ高速の通信を実現するということを図っております。

資料の3ページ目でございます。ただいま申したように、22GHz帯のFWAを高度化することによって、通信容量の拡大や高速化が期待されるのですが、そういったものについて、具体的にどういった場面での利用がされるかというものでございます。

まず、左図のように、例えば河川をまたいでいて、光ファイバーの敷設が困難であるような場合や、真ん中のイベント時のように、一度に多くのお客さんがスマートフォンを使って動画の送信等を行い、通信が不安定になることが想定される場合に、FWAを活用できると考えております。FWAは可搬型のものもございまして、こういった際にFWAも併用することによって安定した通信を実現するといった利用も考えられます。

また、一番右ですけれども、災害時において有線の回線が断線した場合にも22GHz帯FWA高度化システムを使うことによって迅速に回線を復旧させ、さらには災害に関する情報の共有や対応を行うことができるといった部分でも活用が期待されると考えております。

4ページ目に参りまして、今回改正する省令等の具体的な内容です。まず、無線設備規則につきまして、今回お示しいただいた22GHz帯FWA高度化システムの技術的条件を踏まえまして、技術基準の追加等を行っております。また、無線局免許手続規則につきましては、既存設備等の干渉回避のために、免許申請時に無線設備の主な使用場所の緯度及び経度等を記載することとしております。また、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則につきましては、無線局免許に係る手続の簡素化のため、現行の制度と同様に22GHz帯FWAの高度化システムにつきましても、特定無線設備とすることとしております。また、一番下に書いてありますが、この後の諮問事項であります周波数割当計画の改正等も行うこととしております。

5ページ目が、情報通信審議会の一部答申でお示しいただきました22GHz

z帯FWA高度化システムの主な技術的条件でございます。先ほど申し上げたような、安定した、かつ高速な通信の実現のために、周波数範囲の拡張や斜め偏波の追加、あるいは降雨減衰補償技術、雨が降ったときに帯域幅の拡張等によって安定した通信を実現するといった技術の導入について掲げられております。

続きまして、6ページ目以降でパブリックコメント、意見募集の結果についてです。

まず、1番と2番につきましては、NTTドコモからとUQコミュニケーションズからの御意見でございます、賛同意見としております。

また、3番のKDDIからの意見につきましては、22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局という新たな定義を今回省令に置いており、それに伴いまして、無線設備規則の別表において改正が必要になる部分について、一部改正が漏れていた点を御指摘いただいたものでして、そのとおり改正を行うものでございます。

また、4番のソフトバンクからの御意見です。前半部分につきましては、賛同及び御要望ということで承っております。また、後半部分ですが、こちらにつきましては、元々の案では可搬型FWAにつきましては、22.0GHzから22.4GHz帯を割り振ることを前提としまして、それに伴って干渉対応も必要とするような規定を置いていたのですが、ソフトバンクからは、ここを22.0GHzから22.4GHz帯に限定せず、22.5GHzから23.0GHz帯においても利用を可能とすることで、災害時の柔軟な対応が可能になるのではということです。こちらにつきましては、ごもつともであり、干渉の点でも問題がないということで、そのとおり見直す形で告示を修正しております。

また、5番の国際電気からの御意見につきましては、原案で主な使用場所の緯度と経度を記載するというにしていたのですが、干渉調整のためにはア

ンテナの向きについても必要となるということで、適切な御指摘をいただきましたので、無線局免許手続規則の別表について修正を行っております。

また、6番の国立天文台からの御意見については、これまでの議論等を踏まえて、今後きちんと運用調整を行っていただきたいというものでして、今回の省令の改正に直接関わるものではないのですが、今後の電波法関係審査基準等の改正の検討の際にきちんと対応するという事としております。

また、7番の個人の方からの御意見です。まず、前半で省令案を支持しますということで賛同いただいているのですが、その後は、情報通信料の公共料金化を求めるという内容でございまして、今回の省令改正とは内容が異なるものですので、原案どおりとすることとしております。その後には御参考としまして、参照条文や諮問文、改正する省令案についてお付けしております。

御説明については以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小川電波政策課長 併せて諮問第6号についても御説明申し上げます。

本件につきましては、諮問第5号に関連いたしまして、22GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備のうち、周波数割当計画の変更を行うものでございます。資料の2の変更概要でございますが、22GHz帯FWAシステムの高度化のため、周波数割当表第3表を変更し、周波数割当計画別表10-1に無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表を追加することについてお諮りするものでございます。

3の施行期日でございますが、答申をいただいた場合は、速やかに周波数割当計画を変更することとしております。

4番の意見募集につきましては、本件に関する意見の提出はございませんでした。

2ページ目で、周波数割当計画の一部変更の概要について御説明をしております。

ます。まず、周波数割当表の第3表につきましては、右側の変更後におきまして、無線局の目的に電気通信業務用、公共業務用、放送業務用及び一般業務用といった業務を適宜追加しております。また、周波数の使用に関する条件につきまして、割当ては別表10-1によるということを追記しているものでございます。

3ページでございますが、別表10-1の第2項として、本件に関わる無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表、右側の青い表でございますが、この周波数ブロック表を追加するものでございます。

簡単でございますが、諮問第6号についての御説明は以上でございます。併せて御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。2つ併せて質問等よろしく願いたいいたします。順番にお伺いしていきます。

まず、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。いずれも適切な内容だと考えます。同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。両案とも必要な改正、変更だと思いますので、同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 御説明ありがとうございます。西村です。私も両案ともに同意いたします。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も両案に賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も両案に賛同いたします。ほかに質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第5号及び諮問第6号は、それぞれ諮問のとおり改正、変更することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○小原基幹通信室長 ありがとうございました。

(6) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備)(諮問第7号)

○笹瀬会長 続きまして、諮問第7号「周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備)」につきまして、小川電波政策課長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○小川電波政策課長 それでは、諮問第7号説明資料に基づきまして、周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備)について御説明申し上げます。

資料1 ページ目の1の諮問の概要のところでございますが、近年、低軌道衛星の普及や受信設備の性能向上等を背景といたしまして、地上で運用される920MHz帯の特定小電力無線局から送信される電波を人工衛星で受信することが技術的に可能となりつつございます。こうしたことを積極的に利用したいというニーズが高まってきているところでございます。

このような状況を踏まえまして、総務省では920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの特定小電力無線局の電波を宇宙において受信することにつ

いて検討いたしました。昨年10月、情報通信審議会情報通信技術分科会に対しまして、地上の端末が従来の利用形態のまま送信した電波を人工衛星が受信するものであり、他国も含む他の無線システムに新たな影響を及ぼすものではなく、無線通信規則（RR）の規定に従い、当該周波数帯における移動衛星業務（地球から宇宙）について追加的に国内分配をすることが可能であるという報告を行ったところでございます。こうしたことを踏まえまして、本件ではこうした利用を可能とするための周波数割当計画の一部を変更することについてお諮りするものでございます。

2番の変更概要でございますが、920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用を可能とするため、周波数割当表の第2表を変更して、国内周波数分配の脚注を追加するというものでございます。

3の施行期日でございますが、答申をいただいた場合、速やかに周波数割当計画を変更することとしております。

本件の意見募集につきましては、昨年12月20日から本年1月23日までの期間において実施をいたしまして、意見の提出が4件ございました。

それでは、2ページから本件の概要の説明をさらにさせていただければと思います。ただいま御説明申し上げた920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの特定小電力の無線局につきましては、スマートメーター、あるいはセンサーネットワーク、遠隔モニタリングといった長距離通信かつ低消費電力の運用が求められる用途で現在広く活用されているところでございます。近年、地上の端末が送信する信号を人工衛星で受信することによってカバーエリアを拡大したいといった要望がございまして、所要の制度整備が求められているところでございます。

具体的に、中段の左の絵を御覧いただければと思いますけれども、水色のエリアは都市部を表しておりますが、こういった小電力無線システム、IoTデ

バイス等に搭載される無線システムについては、通常、地上の受信局で受信されまして、データのやり取りが行われるということでございます。

一方、右側でございますオレンジ色で囲ってあるエリアは山間部等を表しておりますところ、こういった山間部あるいは過疎地域等に設置をされましたIoTデバイスからは、地上の受信局まで電波が届かないことからデータ収集が難しいといったようなこともございます。こういった場合に、地上のデバイスが発する電波を人工衛星を通じて受信しましてデータを収集する、こういったニーズが出てきているということでございます。

こうしたことを踏まえまして、右側に書かれている文章でございますが、例えばデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会の報告書におきましても、こういった利用形態につきまして、制度整備の検討なども進めることが適当であるといったような御提言をいただいております。また、その下でございます規制改革実施計画におきましても、技術的な検討を進め、令和7年度中に所要の措置を講ずるということも示されているところでございます。

こうした周波数の利用につきましては、国際電気通信連合、ITUの無線通信規則(RR)に定めた国際分配に従って周波数を割り当てる必要があるというのが原則でございます。今回のケースにつきましては、移動衛星業務(地球から宇宙)というものに相当するものでございますが、上の囲みの3点目に記載のとおり、920MHz帯には移動衛星業務への国際分配はない状況になっているということでございます。

一方、4点目に記載がございますように、無線通信規則(RR)の第4.4条の規定、これは※2のところに記載がございます。一番下のところでございますが、このRRの規定に従って運用する無線局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと、それから有害な混信からの保護を要求しないこと、こういったことを条件に、各国の判断において周波数を割り当てることが可能といった規

定がございます。こういった規定に基づきまして、周波数割当計画におきまして、本件に関する周波数の割当てを行うことが可能となっているところでございます。

本件につきましては、地上の端末が従来の利用形態のまま、地上端末から宇宙空間に伝わる電波を人工衛星で受信しようというものでございますので、冒頭御説明申し上げましたように、ほかの無線システムに新たな影響を及ぼすものではないことから、RR第4.4条の規定に基づきまして国内独自に分配しようというものでございます。

3ページを御覧いただければと思います。周波数割当計画の一部変更の概要について御説明しております。右側の変更後の表の国内分配のところでございますが、赤字で書いてあるところ、脚注のJ106Aというものを今回新たに追加するというものでございます。J106Aにつきましては、この表の下に赤字で記載しておりますとおり、小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、2次業務で移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができます。ただし、無線通信規則で定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならないということで、RRの4.4条に基づいた書きぶりで、この脚注を追記しているということでございます。

4ページを御覧ください。本件に関する意見募集に対して提出された意見及び意見に対する総務省の考え方についてお示しをしております。本件に関する意見募集について提出された意見の件数は4件でございました。5ページから意見と総務省の考え方について示しております。5ページ以降で示しておりますけれども、基本的には本件について賛成の意見を頂戴しているところでございます。

この中で2番目の御意見につきましては、将来的な検討事項として、最大出

力250mWの陸上移動局についても検討してほしいといったような意見が出ておりますが、これにつきましては今後の参考とさせていただきますということとしております。

また、4番の個人からの御意見の提出におきましては、脚注に関する御質問がございまして、この御質問についてはお答えを記載させていただいたところでございます。

7ページ以降、参照条文、諮問書、改正案を付けておりますが、説明は割愛をさせていただければと思います。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見、よろしくお願ひいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な変更内容だと思います。同意をいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。私も適切な変更だと思いますので、同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。私も適切な告示案だと考えております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 技術的にもしっかり検証されているようですので、異存ございません。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私から1点質問させてください。特定小電力は20mWが上限だと思いますが、ここで受信できるものは、低軌道衛星なのでしょうか、それとも静止衛星まで届くのでしょうか。当然こういう変更をするには、衛星のほうもある程度見通しができていると思いますが、人工衛星に関して、どういう衛星を考えておられるのでしょうか。

○小川電波政策課長 この点については、基幹衛星移動通信課長の山野から答えさせていただきます。

○山野基幹・衛星移動通信課長 山野から説明させていただきます。実際、現在は実験試験局という形で、既に衛星での受信等々の技術的検証を行っている企業がございまして、アークエッジ・スペースなどでございまして、低軌道に非静止の衛星通信システムを飛ばしまして衛星コンステレーションを計画しています。先ほどのAmazon Leoのような大型の通信を行うものではなく、もっと小型の衛星だと聞いてございます。基本的には低軌道に複数の衛星を打ち上げて、衛星コンステを組み、そことのやり取りをするというところでございます。ですので、静止軌道ではなく非静止の低軌道のコンステレーションを想定しているところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。非静止衛星だとすると、当然コンステレーションといっても、IoTデバイスですから、間欠的にデータを少ししか送らないということで、ある程度遅延があっても問題なく、たまたま衛星が見えるところに来たときにうまくデータを取るという理解でよろしいですね。

○山野基幹・衛星移動通信課長 はい、そのとおりでございます。基本的には温度データですとかダムの監視等が想定されますので、リアルタイムというよりは定期的にデータを取るといった使い方が主となります。

○笹瀬会長 たくさん衛星を打てるわけではなく、データも高速・大容量が必要なものではないということかと思えます。

○山野基幹・衛星移動通信課長 おっしゃるとおりです。

○笹瀬会長 分かりました。私もこの意見には賛成です。パッシブ系で、アクティブといっても受けるほうは受けるだけであり、片方向通信なので特に問題ないと思います。

もう1つ質問です。パブリックコメントにあったように、250mWになると結構飛ぶのですが、これはそういうニーズがあるのでしょうか。検討はこれからだと思いますが、電力を増やすことによってかなり対応が変わるのでしょうか。

○山野基幹・衛星移動通信課長 こちらは元々、規制改革等の要望として、北九州市、QPS研究所等の大変意欲のあるベンチャー企業、衛星系の企業がございまして、北九州市等からまずは特定小電力、免許不要局に関して、今は実験試験局を取得しているがきちんと周波数割当計画に書いて使えるようにしてほしいといったニーズがありまして、これを踏まえ今回改正させていただいているものでございます。ご指摘のとおり、免許局、例えば250mWになりますと、電力が大きいのでかなり遠くまで飛ぶのは間違いないというところがございますが、今回はあくまでも免許不要の特定小電力のみで制度化をするものでございます。テレメーターやテレコントロール等々、データ伝送用としてはこれでも十分ニーズに応えられるということで、企業のほうでも検討をされているところがございます。今後、ニーズが出てきた段階で、他のデバイスへの影響等を検証しなければなりません。また免許局である250mWの高出力のほうでの宇宙での受信についても、国際動向も踏まえながら検討していきたいと思っております。それはニーズが出てくればということかと考えてございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。私はこの諮問に関しては賛同いたします。

以上です。

ほかに追加の質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第7号は諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○小川電波政策課長 どうもありがとうございました。

(7) 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案（諮問第8号）

○笹瀬会長 続きまして、諮問第8号「26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案」につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 それでは、諮問第8号の説明資料に基づきまして、26GHz帯における価額競争、いわゆる周波数オークションの実実施指針案について御説明をさせていただきます。価額競争の具体的な実施方法やルール等を定めました価額競争実施指針案、総務省告示案につきましては、昨年12月15日に報道発表を行いまして、翌日16日から本年1月19日まで意見募集を実施いたしました。その結果として、計16件の御意見が寄せられたところがございます。

実施指針案の内容については、昨年12月の電波監理審議会において御説明させていただきましたので、詳細については割愛させていただきますが、2ページ目以降、概要を簡単に御説明した後に、寄せられた御意見とその意見に対する考え方について御説明をしたいと思います。

3 ページ目になります。今回の価額競争におきましては、26GHz帯のうち共用可能性の高い帯域について、全国枠を400MHz幅1枠、地域枠を200MHz幅1枠ずつ設けることとしまして、地域枠については市町村を割当区域としまして、地域事業者、新規事業者向けの専用枠としたところでございます。対象となる無線システムは5G、認定期間は10年としております。

4 ページ目になります。今回の価額競争による割当てに向けた主な流れは、投影のスライドのとおりでございまして、答申をいただければ速やかに参加申請の受付を開始しまして、価額競争の実施に向けた手続を進めていきたいと考えております。

5 ページ目になります。価額競争の参加資格に係る主な審査事項、こちらについてもこのスライドのとおりということでございまして、価額競争の公正な実施の確保、あと無線局の運用に必要な能力の確保の観点から審査事項を設けているところでございます。

6 ページ目になります。最低落札価額につきましては、周波数の経済的価値を踏まえて算定をいたしてございまして、保証金については最低落札価額の10%としております。

7 ページ目になります。今回の価額競争の方式になります。総務省が金額を提示しまして、参加者は入札の有無を判断する同時時計オークション方式を採用するというところでございます。全ての単位について、最も高い金額を入札したものが1者以下となるまで価額競争を継続して実施するということになっております。

8 ページ目になります。積極的な入札行動を促すためのルールとして、入札ポイント制を採用いたします。下になりますが、暫定落札の撤回については、地域枠のみ断片的な落札が生じるリスクも考慮しまして、隣接している区域のみ1回限り認めることとしたいと考えております。

9 ページ目になります。談合等の競争阻害的な行動を抑止するためのルールを設けるとともに、価額競争の公正を害した場合には、このスライド記載のような措置を適切に講じていきたいと考えております。

10 ページ目になります。落札者が遵守すべき事項として、無線局の開設、無線局の適正かつ安定的な運用の確保、その他事項等を設けているところがございます。

11 ページ目以降、実施指針案に関わる意見募集の結果及びそれらの意見に対する総務省の考え方を御説明したいと思います。

まず、意見1は賛同の御意見ということで割愛をさせていただきます。

意見2は、価額競争に向けた準備に関する御意見でございます。それに対する考え方としまして、事前準備を遺漏なく速やかに進めてまいるとしております。

意見3は、インフラシェアリングや無線局の開設期限、あと認定期間終了後の取扱いに関する御意見になります。それに対する考え方としまして、今後の検討の参考にさせていただくとともに、無線局の開設期限は認定日から一定の期間を設けていること、認定期間終了後については電波の有効利用評価等を踏まえて対応する旨を記載しているところがございます。

意見の5から9までにつきましては、こちらはいずれも楽天モバイルから御意見をいただいたところがございます。価額競争の制度設計や実施時期、あと割り当てる帯域、今後の価額競争の検討の在り方等について御意見をいただいております。それぞれの御意見に対する考え方は記載のとおりということでございまして、利用意向調査の結果等を踏まえて、価額競争の実施時期や内容を検討していること、また、今後の価額競争の在り方については、周波数再編アクションプランや電波の利用ニーズ等を総合的に勘案して改めて検討すると記載をしております。

次に、意見10、13ページの一番下になりますが、ミリ波の活用促進に関する御意見でございます。こちらについても、今後の検討の参考とさせていただくとしております。

次に、意見11では、今回の価額競争の割当ての対象とならない帯域の割当て等について御意見をいただいております。それに対する考え方としまして、周波数再編アクションプランや電波の利用ニーズ等を踏まえて検討していくとしております。

意見13につきましては、こちらは阪神電気鉄道等6者連名でいただいた御意見になりますが、必要に応じてグループ内で連携をしつつ価額競争に参加できるようにしてほしい旨の御意見をいただいております。これを踏まえまして、地域ごとに連携をする複数の者が一体として価額競争に参加することが可能となるよう指針の規定を修正することとしております。修正の内容については、18ページ目を御参照いただければと思います。

意見14から16までにつきましては、こちらはスカパーJ S A Tから、同じ周波数帯で運用されている人工衛星局との関係で御意見をいただいております。こちらに対する考え方としまして、まず意見15については、これを踏まえて周波数割当計画と記載をそろえる形で修正を行うとともに、意見16を踏まえまして、混信対策の対象として、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う地球局と一体として運用される25.5GHzを超え27GHz以下の周波数の電波を受信する受信設備がこちらについて含まれるよう修正を行っているというところでございます。内容についても、同じく18ページ目を御参照いただければと思います。

意見19については暫定落札の撤回についての御意見でございまして、それに対する考え方としまして、今後の価額競争における割当ての際には改めて検討を行うという旨記載をしております。

意見 2 1 については、こちらは J T O W E R から地域枠について、既存全国事業者の関係事業者であっても、周波数利用の公平性の確保等を前提に、当該全国事業者のネットワークの補完利用、いわゆるインフラシェアリングを認めてほしいという御意見をいただいております。この規定については、特定の者への周波数の集中を潜脱的に防止する観点から設けられた規定でございますが、いただいた御意見や地域枠が市場環境等に与える影響、またミリ波の有効活用といった観点を踏まえまして、他の全国事業者も含め、公平な取扱いが確保されることを前提に、関係事業者であっても当該全国事業者のネットワークの補完利用を認める旨、告示案の修正を行っているところでございます。修正の中身については、1 8 ページから 1 9 ページ目を御参照いただければと思います。

また、意見 2 2 につきましては、隣接周波数帯である 2 8 G H z 帯との共用に関する御意見でございます。それに対する考え方としまして、無線局免許の審査事項に必要な混信対策を定める予定としている旨を記載しております。

意見 2 3 につきましては、最低落札価額の算定方法に関する御意見になります。それに対する考え方としまして、2 6 G H z 帯におけるオークションの事例数が多くないことも踏まえまして、適正に最低落札価額を算定するため、できるだけ幅広く諸外国の事例を参照した上で、全体の傾向を大きく外れる特異値については参照事例の対象外としているという旨記載をしているところでございます。

意見 2 5 については、価額競争によって割り当てられた周波数の有効利用評価に関する御意見になります。それに対する考え方としまして、電波の有効利用評価の在り方につきましては、電波監理審議会において検討される旨、記載しております。残る御意見については、今後の検討の参考とさせていただくと記載しております。また、御意見を踏まえた修正に加えまして、技術的、形式的な修正も行っているところでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。今後、具体的な参加申請等のプロセスが進んでいくと、また新たな照会事項等いろいろ出てくると思いますが、これは最初の割当てになりますので、極力丁寧に御対応いただきながら、しっかり進めていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。御説明ありがとうございました。今、大久保先生もおっしゃいましたとおり、実際に現実的に実施していくためには、事業者の皆さんの中にも、まだ分からないことがたくさんあると思いますので、丁寧に対応いただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございます。この案で私は賛同いたします。

2点、細かいところで恐縮ですが、お教えいただければと思います。いずれも各社からの意見でございます。1つ目は、阪神電気鉄道その他6者の意見13になります。この意見の趣旨というのは、複数の者で連携、協調することがやはり談合等協調行為と疑われる可能性があるため、それがないように同一の申請主体として連携ができるように、そういう趣旨でこういう意見をおっしゃ

っているのかというのが1点目でございます。

2点目はJ T O W E Rの意見21になります。今回、修正でただし書というものを19ページ辺りで入れていただいたのですが、このただし書の審査については、これは参加申請の段階で審査かつ評価を行うというような理解でしょうか。2点、非常に細かくて恐縮ですが、お教えいただければと思います。

以上です。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。まず1点目の阪神電気鉄道その他6者からの御意見でございますが、こちらについては、阪神電気鉄道の下に、関係会社としてケーブル会社等、複数の事業者がおられるということでございます。こちらが個々にこの価額競争についての対応を判断されるということになりますので、必要に応じて親会社のほうでしっかり情報共有しながら進めていきたいというような御意向もあったところでございます。我々としては、1つの区域で共同入札をするような行為については、いわゆる談合等につながる可能性があるので、やはりそこは一定のルールが必要だろうとは考えておりました。しかし今回の阪神電気鉄道につきましては、異なる区域で連携をして対応するというようなお話でございましたので、いわゆる複数の区域で行う場合には1つの申請として扱うことによって、入札の適正性を確保しつつ、グループ内で連携も行えるというようなことも可能になるのではないかとということでございますので、それを踏まえて今回、指針案の修正を行ったところでございます。

2点目のJ T O W E Rの御意見になります。こちらについては、落札後に遵守しなければならない事項として、この規定を入れているところでございます。ですので、仮にJ T O W E Rが落札した場合には、公平な取扱いをしっかりと遵守してもらおうということで、その旨を我々総務省としてチェックをしていくというような方向で、規定を修正しているところでございます。

以上です。

○西村委員 よく分かりました。ありがとうございます。2点目のJTOWERのほうは、あくまでも落札後の遵守事項でのモニタリングといいますか、総務省が自らチェックを入れていく、あるいは報告をさせるという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 はい。御指摘のとおりで結構でございます。実際落札しましたら、我々も定期的に無線局の開設状況等、そういった取組の報告を求めることになっておりますので、その報告の枠組みの中で、こうした遵守状況についてもしっかりとチェックをしていきたいと考えているところでございます。

○西村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。意見募集で提出された意見を拝読いたしますと、新しい制度に対する懸念が示されておりまして、内容にはそれぞれ理解できるところもあるところですので、実際に意見に対して真摯に御対応いただけるものだというふうに意見に対する考え方を読んで思いました。新制度ですので、当初の導入時で想定したことを外れて、思いがけないようなことも出てくるかと思いますので、慎重かつ段階的に案件を進めていただければと願っております。

以上となります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

私から1点質問させてください。鉄道会社からグループでやりたいという意見がありましたところ、26GHz帯というのは、ミリ波でかなり周波数帯は高いですが、逆に言うと、近距離でデータが大量に取れますよね。例えば観光地で、周辺の地図やグルメの情報等、そういうものを一括して駅の改札で得た

いというニーズがある可能性は、結構高いと思います。そういうことを考えると、地域枠でいろんな市、例えば、近畿だと奈良や京都の観光都市でまとめて、幾つかの地域で個別に応募してきた場合に、優先的なものはないのでしょうか。

というのは、電車だとある程度まとまって欲しいと分かりますので、ある駅ではそういうデータが取れるけれども、あるところではこのオークションに勝てずにデータが取れなかったということが起こる可能性もあります。ユーザーのニーズに従って、ある程度地域枠をまとめて取るとかそういうことは何も考えてないという理解でよろしいですか。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。まさに26GHz帯をどのように使っていくかというところも、しっかり参加事業者のほうで御検討いただいて、それを踏まえて、いわゆる入札行動につなげていくのだろうというふうに我々は認識しております。ですので、笹瀬会長が御指摘のとおり、例えば複数の駅、沿線上でこういうミリ波を活用するような事例が想定される場合には、その地域、その沿線の自治体について、恐らく複数の地域が入札をするとか、そういったことも当然考えるのではないかと我々としても想定をしております。そこは、まさに参加事業者の御判断に委ねられるものと我々としては認識をしているところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。こういうニーズが高まって、オークションで周波数を有効に使っていただくことが一番大きいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。とにかく周知が一番重要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第8号は諮問のとおり制定することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

報告事項（有効利用評価部会）

（２）有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長　続きまして、報告事項「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、西村部会長から御説明どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員　部会長の西村でございます。それでは、報告資料に基づきまして、部会の活動状況について御報告申し上げます。

1月期の電波監理審議会以降、部会につきましては、1月21日に第55回会合を開催いたしました。この会合におきましては、現意見募集中の令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に記載してございます今後の検討課題の各項目につきまして、評価方針の改定など対応方針について議論をした次第でございます。

その中で、本日も複数御議論があったところではございますが、NTNに係る評価の検討に向けまして、有効利用評価の概念整理についても併せて議論しております。今月26日に開催される予定の部会におきましては、先ほど申し上げました令和7年度の携帯電話等の評価結果案に係る意見募集結果、それと評価方針の改定案について議論を行い、3月の審議会に報告を予定している次第でございます。

部会からは簡単でございますが、報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ぜひ検討をよろしくお願ひいたします。

○西村委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、以上で本報告事項は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方、御退室よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は、令和8年3月11日水曜日の15時からウェブ開催を予定しております。

なお、現在調整いただいている追加で開催を予定する審議会の日程につきましては、別途事務局から御連絡いただきます。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。